平成２７年（フ）第１１号
福島県白河市真舟２番地１　県営真舟団地１―16号
債務者　佐藤　博子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福島県西白河郡矢吹町花咲123番地11　花咲壱番館105
債務者　髙荒　和美（旧姓力丸）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
群馬県桐生市川内町２丁目77番地の７
債務者　井上　治樹
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１３号
群馬県桐生市東２丁目３番８号
債務者　石原　友廣
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１４号
群馬県桐生市東２丁目３番８号
債務者　石原　悦子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７４号
川崎市麻生区高石４丁目17番１―212号
債務者　市川　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
川崎市中原区小杉町２丁目205番地　ドムス松宮Ｂ棟106、前住所川崎市中原区下新城３丁目４番18―203号
債務者　腰塚　幹雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
新潟市西蒲区旗屋571番地
債務者　磯邉　則夫
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅Ｇ棟402号
債務者　堀　勇喜男
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
新潟市中央区堀之内南１丁目17番７号　ロータス日東307号
債務者　佐藤　桂太
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
新潟市東区秋葉１丁目25番７号
債務者　斎藤　三男
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
新潟市中央区鐙１丁目５番36号
債務者　田邊　麗子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
新潟市中央区上所３丁目７番16号
債務者　田島由紀枝
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５号
岐阜県可児市長洞247番地13
債務者　西村　美苗
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１４号
奈良市青野町21番地　カサベルデ西大寺207号
債務者　坂口　順子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５号
奈良県生駒市南田原町1051番地20
債務者　酒井香奈恵
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
奈良県生駒市松美台44番地36
債務者　甲斐知恵美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所